

（6月20日以降）
① 求人票提出
（若者雇用促進法に基づき職場情報を含む）

公共職業安定所 ← 企業

② 求人票の確認返却
（若者雇用促進法に基づき求人を受けられないか、労働関係法令に照らす等適切でないかをチェックし確認印を押して返却する）

求職動向 ↑ 職業情報の提供

③ 求人申込み 7月1日以降
（確認印のある求人票による）

⑦ 求職者の推薦 9月5日以降

高等学校（進路指導担当）

④ 求人票公開

⑤ 相談・指導・援助

⑥ 受験先企業の決定

保護者 ← ⑤ 相談

生徒（注）

⑧ 就職試験（9月16日以降）

⑨ 内定通知（9月16日以降）

※ 文書募集（7月1日以降）

① 公共職業安定所による求人申込の受付開始		6月20日
③ 学校への求人申込及び学校訪問開始		7月1日
⑦ 企業へ生徒の応募書類提出開始		9月5日
⑧・⑨ 選考開始及び内定開始		9月16日
※ 文書募集開始		7月1日

(注) 新規中等教育学校卒業者を含むものであること